

豊能町公共施設再編に関する最終報告書
(案)

令和5年 1 月
豊能町公共施設再編検討委員会

目 次

1. はじめに
2. 現状と課題
 - (1) 人口の動向
 - (2) 財政状況
 - (3) 豊能町の概況
 - (4) 施設の現状
3. 取り組みの方向性
 - (1) 豊能町における公共施設等の管理に対する基本的な考え方
 - (2) 公共施設の今後の具体的な維持管理及び運営の考え方
 - (3) 公共施設の施設更新・再編を進める際の基本的な考え方
4. 今後のあるべき公共施設の考え方
 - (1) 求められる公共施設像
 - (2) 今後の公共施設の方向性
5. 公共施設の再編の考え方
 - (1) 西地区の提供すべき機能と施設の集約の考え方
 - (2) 西地区施設の再編の方向性（再編方針）
 - (3) 東地区の提供すべき機能と施設の集約の考え方
 - (4) 東地区施設の再編の方向性（再編方針）
6. 跡地活用の検討の考え方
7. おわりに

〈参考資料〉

- 豊能町の公共施設の再編検討マップ
- 複合施設のあるべき姿（イメージ）
- 住民意見交換会・住民ワークショップの概要
- 公共施設再編検討 PT 施設再編検討及び跡地活用検討（たたき台案）
- 財政推計

1. はじめに

豊能町公共施設再編検討委員会（以下「委員会」という。）は、令和３年６月25日に「①人口減少や財政規模に応じた施設規模の適正化について、②統廃合や複合化を視野に入れた施設の有効活用について、③持続可能なまちづくりに向けた施設整備について」の諮問を受け、これまで令和３年度は６回、令和４年度は３回に渡って議論を行ってきました。委員会では、検討に当たり、豊能町の人口や財政状況、各公共施設の現地視察、豊能町が作成した「豊能町公共施設等総合管理計画」（平成２９年３月）等を確認し、令和３年１１月及び令和４年６月の計３回にわたり開催された住民ワークショップや令和４年１０月に東西両地区において計３回開催した住民意見交換会の住民の方々の意見を参考にしながら、公共施設の再編について議論を重ねてきました。

豊能町においては、昭和４０年代からベッドタウンとして大規模住宅開発が進み急激に人口が増加しました。しかし、人口は平成７年（約２万７千人）をピークに減少を続け、今後も減少傾向は続くと思われています。令和４年３月に策定した「豊能町総合まちづくり計画」では、令和１３年の想定人口は１万５千人と設定されているところです。

委員会での検討対象となる公共施設についてみると、人口急増を背景に住民の生活や福祉の向上を目的として、昭和５０年代を中心に様々な公共施設の建設が進んできました。施設の建設は平成に入っても続きましたが、今では、公共施設の多くは老朽化が進んでおり、近い将来、大規模改修や建て替えが必要になります。

少子高齢化社会を迎え人口減少が進む一方で、社会保障関係費の増嵩が見込まれる中、近年の税収の減少を見れば、多額の経費を必要とする公共施設等の社会資本の維持・整備を進めることは困難と予想されます。

このようなことから、委員会では、公共施設が安全で安心して利用でき、将来ニーズにも対応したものとなることを期待しながら、維持管理や施設の更新・整備などについて検討を重ね、今後の豊能町の公共施設再編にあたっての基本的な考え方となる中間報告書を令和４年１月に取りまとめました。

令和４年度には、中間報告書で示した、再編の手法を参考に、まず、今後求められる公共施設像などをイメージしながら、豊能町にとって必要な公共施設機能について、検討を行ってきました。

また、令和４年３月に豊能町総合まちづくり計画が策定されたことから計画に記載されている豊能町の１０年後のあるべき姿と重ねて公共施設の在り方に

ついて検討を行いました。

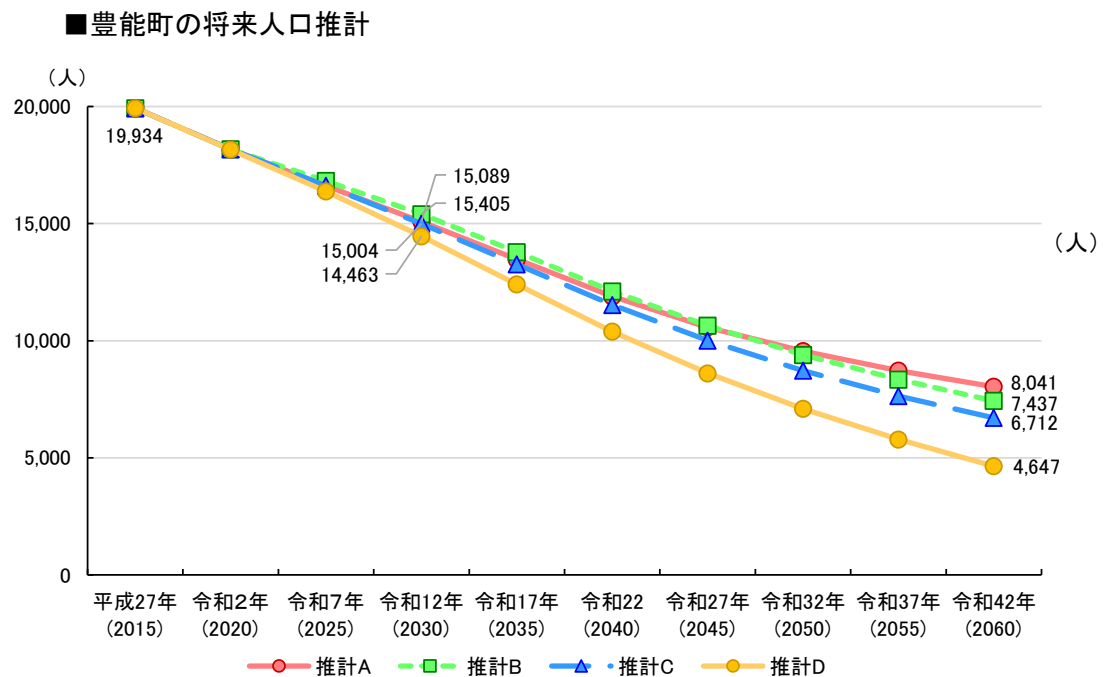
その結果、様々な現状を踏まえ、現有施設の機能を整理し、施設を集約・多目的利用（多機能化）を実施することにより、将来の施設維持の効率化を図るとともに行政課題の解決や住民から求められる施設像の実現に繋がる事となったところ です。

そして、集約すべき施設の選定、各施設の在り方（再編の方向性）についても一定の考え方を取りまとめました。更に、跡地活用の検討にあたり考慮すべき事項を示し、委員会として、最終報告を作成したものです。

2. 現状と課題

(1) 人口の動向

令和4年3月に策定した「豊能町総合まちづくり計画」での将来人口推計は、豊能町人口ビジョンで示された推計パターンを踏まえた形となっています。その結果は、転出超過（社会減の抑制）と合計特殊出生率の改善（自然減の抑制）を図ったとしても人口減少を避けることはできない推計となっています。



	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R.37 (2055)	R42 (2060)
推計 A	19,934	18,175	16,623	15,089	13,479	11,894	10,575	9,559	8,727	8,041
推計 B	19,934	18,175	16,825	15,405	13,787	12,114	10,644	9,398	8,345	7,437
推計 C	19,934	18,175	16,620	15,004	13,266	11,532	10,010	8,724	7,642	6,712
推計 D	19,934	18,165	16,378	14,463	12,408	10,393	8,612	7,097	5,790	4,647

将来人口推計の各推計パターンの考え方は以下のようになっています。

推計A

- ・合計特殊出生率は令和 12（2030）年に 1.00、その後維持
- ・令和 22（2040）年まで転出超過が 0 となり、その 5 年後までに現在の転出の 1/4、10 年後までに現在の転出の半数の転入者を確保し、その後は継続してその転入者数を維持する

推計B

- ・合計特殊出生率は令和 12（2030）年に 1.00、その後維持
- ・令和 12（2030）年までに転出超過が 0 となり、令和 12（2030）年以降は 5 年ごとに子育て世帯が 5 世帯（男の子 5：女の子 5：父親 5：母親 5）、単身の若い世代が 10 人（男 8：女 2）、高齢者世帯が 3 世帯（夫 3：妻 3）転入してくる

推計C

- ・合計特殊出生率は令和 12（2030）年に 1.00、その後維持
- ・令和 22（2040）年までに転出超過が 0 となり、令和 22（2040）年以降は 5 年ごとに子育て世帯が 5 世帯（男の子 5：女の子 5：父親 5：母親 5）、単身の若い世代が 10 人（男 8：女 2）、高齢者世帯が 3 世帯（夫 3：妻 3）転入してくる

推計D

- ・転出数や出生数が現状と変わらずに推移する
（国立社会保障・人口問題研究所 平成 30 年推計〔出生中位・死亡中位仮定〕）

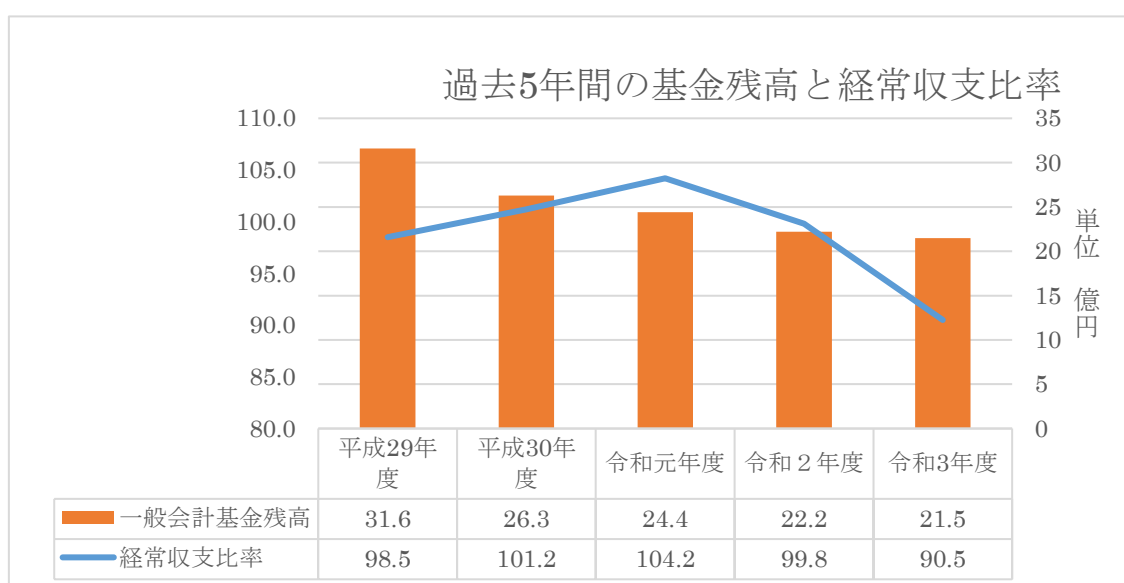
（2）財政状況

令和 3 年度決算書によれば、令和 3 年度一般会計の決算は、歳入総額が 8 5 億 2 千 7 4 万円、歳出総額が 7 8 億 7 千 9 6 9 万円で、実質収支は 4 億 5 1 0 万円の黒字となりました。

町税の減少傾向は継続しており、町税の減収を補う普通交付税及び臨時財政対策債が前年度より 3 億 7 千 6 6 万円増加しています。

経常収支比率についてみると令和3年度は90.5%と前年度より9.3ポイントの減となっていますが、これは普通交付税が増加したことによるもので、ここ数年はほぼ100%前後で推移しており、繰出金や公債費は今後も高止まり傾向にあるため、財政状況が硬直化している状況は今後も続くと予想されます。

基金残高も減少が続いています。財政運営上、基金を取り崩して施策を進める状況が続いているため、一般会計全体の基金残高は平成29年度から減少が続いており、令和3年度時点では、21億4千840万円となっています。特に、財政調整基金の残高は13億2千472万円と、平成28年度残高の3分の2を下回る状態となっています。



※1 経常収支比率

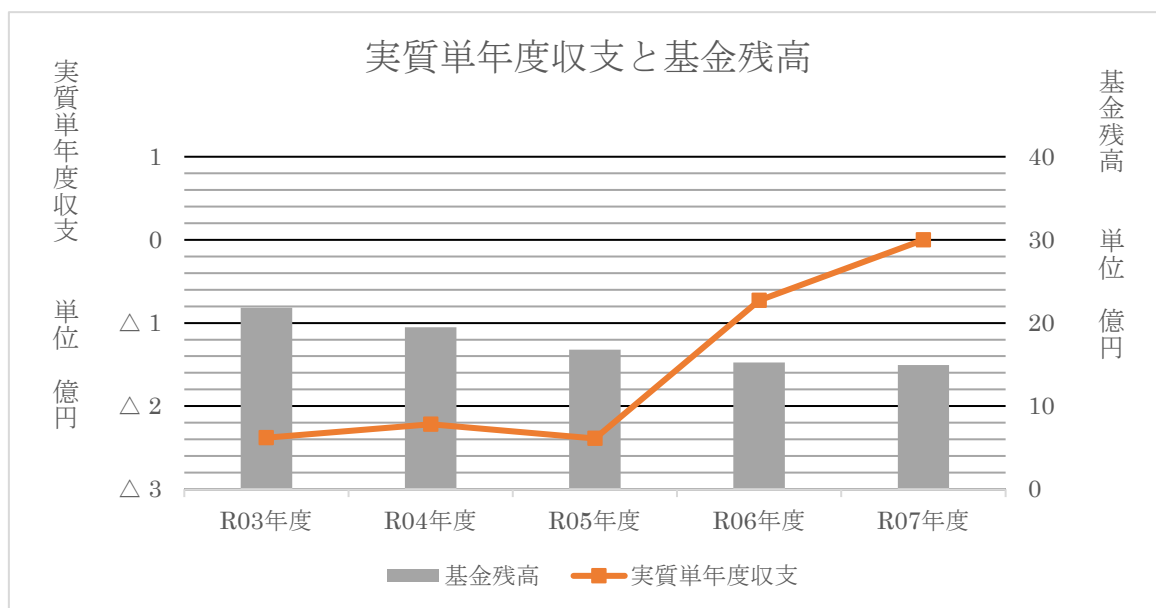
地方税、地方交付税、譲与税・交付金などの経常的な一般財源が、どの程度経常的な経費（義務的経費：支出が法令等で義務付けられ、任意に縮減できない性質の経費：人件費、扶助費など）に充てられているかを示す指数で、財政構造の硬直度を表すものとしてされているものです。経常収支比率が高いということは、財源に余裕がないことを示し、財政構造の弾力性が低いこととなります。

※2 財政調整基金

基金とは、町の貯金にあたるものです。特に、財政調整基金は地方公共団体が年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金で、財源に余裕がある年度に積み立てておき、災害など必要やむを得ない理由で財源不足が生じた年度に活用します。

今後の豊能町の財政推計（出典：決算書を基に作成された「広報とよの」令和4年5月号掲載）では、「決算が赤字」にならないよう、基金を取り崩す想定で作成しています。基金を取り崩さないとした場合の実質単年度収支の額は約1億円から3億円の赤字となります。

このように、本町における今後の財政運営は、基金の取り崩しに頼らざるを得ない状況にあります。



※1 実質単年度収支

前年度からの繰越金を除いた、当該年度だけの歳入・歳出を差し引きした額（単年度収支）から、基金の積立や取崩しなど、実質的な黒字・赤字要素を控除した額です。

（3）豊能町の概況

①地勢

町域の約7割が山林に占められており、東地区は、盆地上に広がる農地とその間に点在する集落や住宅開発により形成された市街地、そしてこれらを取り巻く山地によって構成されています。西地区は吉川集落と谷間の農地のほか、大規模開発による市街地によって構成され、農村環境と都市環境が共存する地域となっています。

東地区と西地区の境目には妙見山に連なる自然が広がっており、相互の連絡は他市を経由しなければならない側面を有しています。

②公共施設

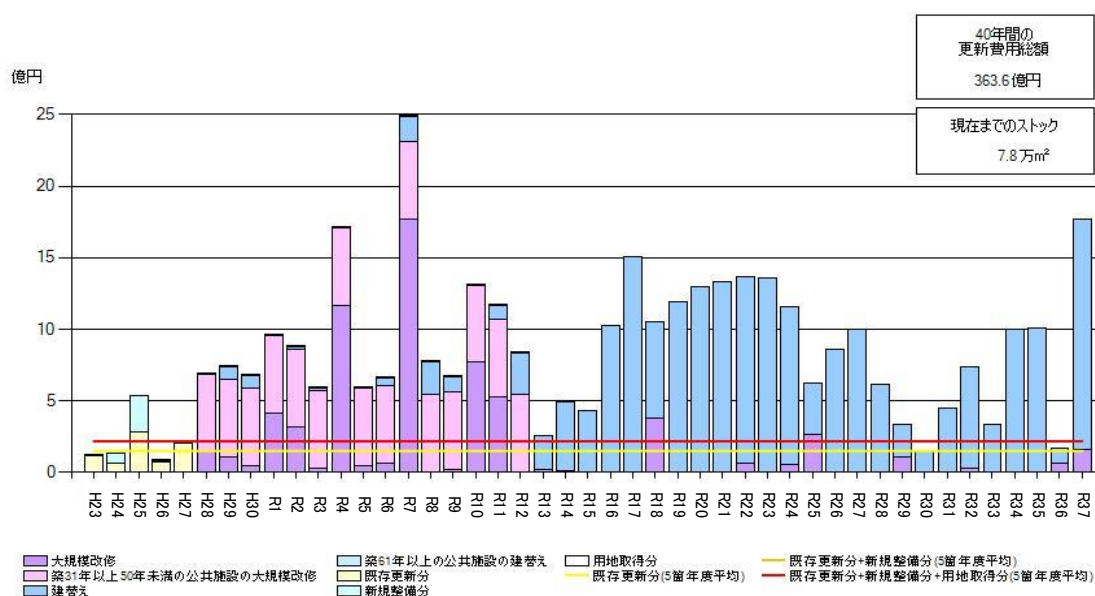
人口の約75%を占めている西地区に大規模な公共施設（ユーベルホール、シートス等）を整備している他、東西に1ヶ所ずつ整備（公民館、老人福祉センター等）している施設もあります。

東地区と西地区間の交通アクセスの問題から東地区に在住の方が西地区の公共施設を使いづらい状況となっています。

（４）施設の現状

人口増が始まる昭和40年代後半から、昭和50年代半ばまでの間に学校施設の整備が一気に進み、また、税収がピークを迎えつつあった平成の初め頃に、ユーベルホールやシートスなどの大規模な施設を整備してきました。

「豊能町公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」では、今後、町が所有する公共建築物の規模を維持したまま改修、建替を行うとした場合、今後40年間の更新費用総額は、363.6億円で、単純に平均すると、1年当たりの負担額は約9億円となる推計が示されています。



町の財政状況や予算規模を考慮すると、施設更新とした場合の費用年間9億円の支出を40年間にわたり負担することは不可能であり、町が現在所有する公共建築物を、そのままの規模で所有していくことは、非常に困難であることが分かります。

このように、今後、更なる人口減少も見込まれ、町税収入について大きく期待できない中で、多額と予想される今後の施設の維持管理及び運営費用を充てることは困難です。現実には現行ベースの予算額を充てることも難しくなると予想されます。

3. 取り組みの方向性

令和4年1月に取りまとめた中間報告書では、公共施設全体について、次の(1)～(3)の通り考え方を示すとともに、西地区、東地区それぞれにおいて、再編の考え方を整理したところです。

(1) 豊能町における公共施設等の管理に対する基本的な考え方

①「豊能町公共施設等総合管理計画」の基本的な考え方

この計画では、基本的な考え方として下記の4項目を挙げています。

ア 人口減少や財政規模に応じた施設規模の適正化を図ります。

人口急増時に整備された現在の施設数や、施設面積をそのまま維持するのではなく、今後の人口推移や財政規模の状況に応じて、本町の身の丈に応じた施設規模の適正化を図ります。

イ 統廃合や複合化を視野に入れた施設の有効活用を図ります。

本町の現状に応じた適正な施設の維持を図るため、1つの施設に2つ以上の機能を持たせる複合化や、民間・NPO等への移管も視野に入れ、既存ストックの有効な活用を図ります。

ウ 計画的な保全による長寿命化を図ります。

各インフラ施設においては個別の整備計画を策定し、計画に基づいた継続的な修繕を行う等、予防保全型の維持管理による既存ストックの長寿命化を図り、安全・安心に十分配慮した上で既存施設の有効活用を図ります。

エ 持続可能なまちづくりに向けた施設の整備を図ります。

住民のみなさんが将来にわたり安心して暮らすことができるよう、安心・安全な施設を整備するとともに、持続可能なまちとして、改修時の財源確保に取り組めます。

公共施設の再編については、この基本的な考え方に基づき検討を進めていくことが適切です。

②必要な施設の洗い出し

豊能町に現在ある公共施設は、住民が必要とする様々な行政サービスを提供することを目的として、整備されたものです。

しかし、施設利用の目的は、時代とともに変化していることを踏まえ、住民が公共施設に求める役割、機能は何であるかを改めて確認し、供給者サイド(町)からの施設設置・維持管理という視点ではなく、住民からの立場、つまり、住

民生活を豊かにするための施設の機能や利用の在り方などを住民の視点にた
って整理し、将来にわたって必要な施設であるか、洗い出ししていく必要もあ
ります。

また、人の活動が広域化していること、一方で各自治体が同じ機能を持つ施
設を整備運営することが財政面等から見て、妥当かという視点も注目すべき事
項です。このため、周辺市町と広域連携や相互利用などの検討も必要となって
きます。

（２）公共施設の今後の具体的な維持管理及び運営の考え方

①財政運営上からの施設維持・管理の方針の検討

現在の豊能町の財政状況は、財政調整基金を取り崩して、財政運営を行うと
いう大変厳しい状況です。

町が支出する建物の維持管理及び運営に関する費用は一般財源ベースで年
間約９億円程度を要しています。今後、町税や地方交付税の動向を勘案しま
すと、この費用を維持することは困難です。建物の維持管理及び運営に関
する費用について町として削減目標を明確化し、例えば費用の 1 割削減目標を設定
し、町一丸となって対応することも検討する必要があります。

②委託、移管、指定管理の検討

施設運営の合理化、町民サービスの向上を図るという観点から、施設の目的・
機能からみて民間のノウハウを活用することが可能な施設については、施設自
体の魅力を高める観点からも、町が直営で運営していくという考え方から
NPO や民間等へ施設管理の委託や移管、指定管理者制度の導入等施設管理の
在り方についても検討する必要があります。

③町の体制

施設管理の職員配置について検討することも必要かもしれません。通常のロ
ーテーションより長期とし、職員のノウハウを確立・継承することも、効率的
な施設維持管理につながる可能性があります。

これは、町の直営だけでなく民間委託や指定管理による場合の事業者への適
正な指導にもつながるものです。ただし、職員が長期にわたり同種の業務を続
けることの弊害についての留意が必要です。

④公民連携の視点

施設の魅力を高めるためには、公民連携の視点も必要となってきます。他市
町村で色々な場面で施設の活用にあたり、公民連携の事例も報告されています。
民間のノウハウ・技術を活用すると、単に財政負担の軽減という行政のメリッ

トだけでなく、利用者である住民にとりサービスや利便性の向上につながるとともに、民間事業者にとっては、事業拡大、顧客獲得、CSR（企業の社会的責任）の向上等それぞれがメリットを享受する可能性もあります。

しかし、様々なステークホルダー（利害関係者）が絡む話のため、実現の可能性を探りながら、進めていく必要があります。

特に、ユーベルホール等集客施設については、効果的かつ効率的な資産活用の観点から、設備そのものの見直しや、より積極的な民間活力の導入も考えられます。

⑤利用者負担の適正化

今後の施設更新費用を勘案すると、現在の施設の使用料が適正であるのかという検証も必要と考えられます。

使用料の在り方については、使用料を支払って施設利用することにより、得られる利益と施設を利用しない人への負担を比較考量した、原理原則のルールの明確化が必要と考えられます。その上で、住民に対する公平な負担をお願いするという観点、利用者の状況や施設機能の公共性を考慮していく必要があると考えます。また、他市町村との施設利用料の比較も必要と考えられます。

また、シートスのように民間と類似しているサービスを行い、町外住民も多く利用する施設については、施設の維持・管理を町が負担していることを踏まえ、町内利用者の負担と比較し、適切な負担を求めるという視点での検討も必要と考えます。

⑥公平な利用

施設によっては特定の利用者が占め、一般の住民が利用しづらい事例も報告されました。住民にとって公平な利用が必要であり、多数・多世代の住民が利用しやすい環境に変えていく等使いやすい工夫を講じる必要があります。

⑦町民の参加促進

公共施設に関する住民満足度を高めることと合わせ、地域を支える住民の意識やコミュニティ形成を進めるという視点で、施設の維持・管理に町民の参加を進めることが、これからの社会にとって重要です。

そのためには、町民・地域住民のための施設を住民の責任で維持し、地域での活動を育てていく、この活動が地域の活性化と魅力づくりに繋がるという考え方に基つき、運営や担い手育成のための支援などの施策を検討していくことも検討する必要があります。

（３）公共施設の施設更新・再編を進める際の基本的な考え方

①再編の手法

老朽化した公共施設については、長寿命化など施設更新を図ることが一般的ですが、現在の町の財政状況を鑑みますと、今ある施設を全て更新することは不可能であり、施設再編について、持続可能な施設運営を考慮した上で検討すべきです。

一般に、公共施設の再編は以下の手法により行われており、その中でそれぞれの施設が果たす役割を考慮して、最適な手法を検討する必要があります。

ア 集約化

複数の施設の異なる機能（サービス）を一つの建物に機能を集約して、各施設の規模を適正化したり、新たな機能を整備する。

イ 統合

同じサービスを提供する複数の施設を再編して、一つの施設でサービスを提供し、施設規模を縮小する。

ウ 多目的利用

異なる施設で一つのスペース（機能）を共有し、それぞれのサービスを時間帯や曜日をずらして提供する。

エ 転用

新たな建物を整備せず、既存の建物を有効活用してサービスを提供する。

②施設整備（配置）の考え方

機能集約にあたり、新しい施設を作り、そこに複数の施設（多世代交流を目指す施設）を集約することも考えられますが、イニシャルコストだけでなく、将来的な維持管理費用の面を考える必要があります。また、既存施設の改修費用との比較考量も必要です。

その際、施設の数・面積を増やすことは、人口動向等からみて妥当ではなく「総量規制」を前提として、本当に公共で担うべき機能かどうか、それを実現するための施設が必要かどうか、設置目的との整合性や他都市での事例（複合化等）も踏まえる必要があります。今の施設が住民に提供しているサービスや機能の必要性を考えていくというゼロベースの視点に立ち、持続可能な施設運営が可能である点も考慮すべきです。

4. 今後のあるべき公共施設の考え方

(1) 求められる公共施設像

①将来に向けた取り組み（総合まちづくり計画）

豊能町は、大阪市内中心部へのアクセスが便利でありながら、豊かな緑があるベッドタウンとしての西地区と、大阪府内とは思えない豊かな自然と農林業とのつながりが深い東地区が、それぞれの特徴をまちの大きな魅力として発展してきました。

また、まちづくりに熱意のある住民や町外の多様な関係者によるシティプロモーション等住民主体の様々な活動が活発化するとともに、地域のしごとづくりへの支援などにより国道沿いでは、新たに魅力的な商業施設等が生まれるなど、沿線のにぎわい創出が進んでいます。

こうした流れの中、令和4年3月に策定した「豊能町総合まちづくり計画」では、東西各地区の魅力を融合し、「自然に抱かれた多様性・創造性で未来が耀くまち とよの」をまちの将来像として持続可能な地域づくりを目指し、「年齢や性別、障がいの有無などを問わず、誰もが地域の中で支え合うこと」「人と人とがつながり合い、それぞれの自分らしさを応援し合う多様性を尊重し合うこと」「ポストコロナ・ウィズコロナの中で新しい働き方ができること」「交流人口を拡大するため、来る人を受け入れる側の地域と、来た人に楽しんでもらう環境が必要であること」などを基本指針、基本施策としています。

今後における豊能町の公共施設においては、この目指す方向性に基づき、東西それぞれの地区において、これまで各地域が創り上げてきた「まちの魅力」を更に活かすとともに、「総合まちづくり計画」で示された「支え合う」「つながり合う」「応援し合う」などのキーワードを大切に、住民を主役として、課題である人口減少に対応し、持続可能なまちづくりに資する施設づくりを目指していくべきであると考えます。

②住民意見交換会等の状況

これまで住民ワークショップや住民意見交換会において、住民の方々から公共施設の意見を聴取する機会を作ってきました。頂いた意見の多くは、まちづくりに関するものでした。

例えば、「多世代の住民が気軽に集う場がない」、「子育て世帯が気軽に話し合うことができる場がない」との意見も出されており、この意見は総合まちづくり計画内の「子育て家庭の交流・つながりづくり」や「自立した地域コミュニティ活動がしやすい環境の整備」に繋がり、今後の求められる公共施設の機能として、様々な世代を超えた方々、特に子育て世帯が気軽に集う場の機能が必要とされていると考えることができます。

今後も引き続き、公共施設再編を検討する際には、住民から意見を聴取する機会を作り、合意形成に努める事が大切と考えます。

③求められる施設機能

具体的に求められる施設像としては、公共施設を通じて、住民サービスの提供をすることが大前提となります。そのためにも住民の利便性を損なうことのないよう、第一に安全・安心して利用できること、次に、多くの住民が集う場を作り、町の魅力づくりにつなげていくことが必要です。

例えば、保健福祉センターや図書館など子どもが利用する機能を集約し、子育て事業をワンストップでサービス展開を図っていき、多世代の利用を促進するためにも、子どもからお年寄りまで住民みんなが自由に施設を利用ができ、集うことができる施設などを整備することで、町の中で新たな繋がりや活動を生み出す環境を設けていくという考えで取り組むことが求められます。

(2) 今後の公共施設の方向性

①整備（公共施設再編）の基本方針

これまで検討してきたように、町における現有の施設については、将来の維持管理の課題に加え、これからの町のまちづくりを進めるにあたり、その在り方についても考え、公共施設再編整備を進めていく必要があります。

その基本方針について以下の通りとします。

- ア 様々な交流が生まれ、住民の活動を支え、発展させる機能を有するものとしていくこと
- イ 現在の施設の再編にあたり、重複している機能を統合化し、効率的な施設運営に繋げていくこと
- ウ 西地区、東地区それぞれの地域特性を踏まえ、地区にふさわしい機能を備えたものとする
- エ 必要な住民サービスを効率的に提供することで、住民生活の利便性の向上に繋げていくこと
- オ 将来の町財政負担の軽減が図られること
- カ 住民参加での施設運営や公民連携の視点についても考慮したものとする

②再編整備にあたり検討すべき事項

◎整備施設について

多くの住民が利用し、交流することができる施設に再編整備を進めていくことが求められますが、どのように進めていくかについては、大きく次の 2 つの方法が考えられます。

ア 新たに施設を建設整備する方法

イ 既存施設の規模や老朽化などを検討し、必要な建物は残して、今後、町に必要となる機能を適正に配置し、有機的な連携を図る方法

また、新たに建設するとなった場合は、

- ・廃止、除却後、更地になった場所に建設する方法
- ・新たな適地に新施設を建設し、旧来の施設の跡地活用に取り組む方法

これらの方策について、そのメリット・デメリットを整理すると以下の通りとなります。

	機能	バリアフリー 等省エネ度	建設費用	跡地利用	
新規建設	○ 自由に計画配置でき、必要な面積確保	○ あらかじめ組み込むことが可能	△ 既存施設の活用より工事費が増大。 施設の除却についても一定の条件において過疎対策事業債の活用が可能	全 面 移 転	△ 旧施設の跡地利用が次の大きな課題
				現 地 建 替	△ 整備時の仮移転が必要。住民サービスの低下が懸念
既存施設の活用	△ 施設の規模により制約を受ける	△ 改修にあたり必要な対応を行うが、施設によっては十分行えない可能性がある	○ 新規建設より工事費は安価	△ 工事期間中に仮移転を行う可能性が出てくる。 跡地利用の問題は少ない	

よって、一つの施設に機能を集約する方が、今後の豊能町が目指す公共施設像に近いものと考えられるため、今後のあるべき公共施設として、建設費用に加え、将来の維持管理費用を含めたトータルコストを検討した上で財政への影響を十分に考慮しながら、複合施設を新たに建設する方向性で考えます。

ただ、複合施設に必要である施設規模の面積を確保できる施設が単独では存在していないため、現状の公共施設を転用して複合施設と位置付けることができません。また、集約しなければ、住民の交流機能の制約、施設の魅力の低減になることも考えられます。

再編整備後の学校の活用も検討可能であり、西地区においては、光風台小学校及び東ときわ台小学校が対象となりますが、いずれも現在の公共施設が集中

している中心部から離れており、住民の利便性の観点から活用は難しいものと考えられます。

③財政支援措置について

令和４年４月から過疎指定を受けたことにより、国からの財政支援措置（過疎対策事業債の活用）も財源として期待されるところです。

この財政支援措置については、一定の条件はありますが、充当率１００％、元利償還金の７０％が普通地方交付税措置され、また、建物除却にも活用できる点が大きなメリットとしてあります。

ただ、過疎対策事業債の活用のデメリットとしては、財政措置があることを期待して施設の規模や機能が必要以上に過大となり、結果として後年度にわたり財政負担が生じる点や、起債償還に充てる財源確保のため、事業の見直しが必要となる可能性がある点など指摘されており、過疎対策事業債の活用にあたり、慎重に検討する必要があります。

特に、昨今の建設費の高騰が進む中において、事業計画を慎重に期する必要があります。

④施設マネジメントについて

今後の施設マネジメントについては、新たに再編整備する施設が住民の活動や交流の場となることから、住民主体のマネジメントをしていく事が望まれるところです。

豊能町においては、住民による様々なまちづくりに関する活動が生まれ育っています。再編整備後の施設はこれらの活動を更に発展させていく、また、住民の参加を促進するため、例えば、公民館機能はコミュニティセンター化していくことや住民団体や NPO による指定管理を検討する必要があります。また、民間による活動が適切なものについては、民間との連携を進めるといった方向での取り組みについて検討していく必要があります。

更に、再編整備後の住民への支援、住民サービスの提供、施設管理などを担う町の組織についても複合的な施設を維持し、機能を十分に発揮できることを目指して検討していく事も考えるべきです。

また、これまでの施設管理の反省を生かし、施設の整備から管理、運営も含めて民間と連携するとともに、省エネ性能の検討やメンテナンスフリーの施設建設の手法を検討する必要があります。

一方、委員会の議論においては、複合施設を新規に建設すると、後年度負担が発生するため、一部の施設機能を集約しながら、既存施設の活用（転用）を図るなどコスト面の低減化を図るべきではないかとの意見も出されました。

5. 公共施設の再編の考え方

本町の地理的特性から、東・西地区ごとに公共施設の整備が必要となります。点在している公共施設を複合施設として集約した場合、それぞれが東西各地区のシンボリックな存在、中核拠点施設となります。住民の利便性の向上の観点からも、行政サービスがワンストップで受けられることなどについても今後検討すべきです。

(1) 西地区の提供すべき機能と施設の集約の考え方

現在の西地区の公共施設が有する機能は以下にまとめることができます。

- ・行政サービス機能（支所）
- ・コミュニティ機能、文化機能（公民館、図書館、ユーベルホール）
- ・保健福祉機能（保健福祉センター）
- ・老人福祉機能（豊寿荘）

今ある施設が提供している機能を踏まえながら、町において今後とも提供すべき機能とその施設集約の考え方は上記の通りと考えます。

これらについては、例えば、公民館、老人福祉センターの機能を集約するとともに重複した施設の統合を考えるべきです。

中間報告書では、「西公民館」の調理室、「豊寿荘」の食堂、保健福祉センターの「調理室」の例を挙げたように、各施設機能が重複している点も検討すべきところです。これら施設機能の見直しを行い、集約することにより、機能面での効率化、施設のスリム化も可能となります。その上で所管課の連携により、一体的な施設管理ができることから財政負担の軽減・平準化を図ることができそうです。

また、西地区においては、子育てや子ども若者が集う場がなく、コミュニティ機能の中に組み込み、保健福祉機能と一体となった住民へのサービス提供をしていくことが考えられます。

なお、ホール機能については、現在の町の状況から単独で維持経営していくことは困難であり、住民の文化活動の発表などの場を中心として、コミュニティ機能の中に組み込み、住民が音楽、演劇等の文化を楽しむ場を確保していく方策についても検討が必要と考えます。

例えば、公民館で文化活動をした後に、図書館に立ち寄るなど各施設が集約されることにより、施設間の相乗効果が期待され、新たな事業や交流が生まれるなど町全体の活性化につながる施設機能を整備・充実させることも考えられます。

また、施設がそれぞれ独立して機能するのではなく、施設を集約すると、新たな交流が生まれる工夫が出てきます。その際には、屋内だけではなく、自由

に使える広場などの屋外スペースの活用も視野に入れた交流スペースや利用動線の検討が必要となってきます。

【参考】西地区での住民活動（イメージ）

- ・図書館で本を借りる、調べものをした後、公民館に寄って、文化活動を行う。また、友達のグループで音楽活動を楽しんだ。
- ・乳幼児健診に来た子どもが図書館で行われている高齢者による絵本の読み聞かせを楽しみ、笑顔で帰路に着いた。

改めて、西地区については、西地区中心部に集中して、施設がまとまった形で整備されています。これは人口減少社会において求められるコンパクトシティを実現したものと言え、豊能町の魅力となっています。

この魅力を維持・増進することを基本に公共施設の再編を進め、施設維持の効率化を図りながら、機能（サービス）を維持することを重視することが必要です。

この考え方を進めていく上で、施設の老朽化・管理状態が課題となっていることを考慮すると、単に施設の転用を図るのではなく、重複している施設機能などを集約することを前提に、西地区内の吉川支所、西公民館、図書館、ユーベルホール、豊寿荘、保健福祉センター（すきっぷ、社会福祉協議会事務所も含む）の各施設を集約化し、複合施設とするものとします。

当委員会として必要な機能を残しつつ、見直すべき機能は見直していく事により、スリム化を図ること、また、集約化した施設については、西地区の中心部である公共施設が集積している「ふれあい広場」から「保健福祉センター～豊寿荘周辺」に新規建設する案を軸に検討すべきと考えます。

「ふれあい広場」から「保健福祉センター～豊寿荘周辺」に新規建設のメリットとしては、

- ・町の中心部に位置することから、住民の利便性の維持向上が図れる。
- ・新規建設のため、当面大規模な改修経費は不要。
- ・「保健福祉センター～豊寿荘周辺」の場合、新規建設のみならず施設の除却に過疎対策事業債が活用できる。
- ・「ふれあい広場」の場合、施設面積については、問題がない。

一方、デメリットとしては、

- ・施設の除却及び建設期間中は、状況により代替施設が必要。
- ・一部、土地が複雑な形状の箇所があるため、用地の利活用の課題。
- ・新規建設のため、後年度の財政負担が発生。

- ・「ふれあい広場」の場合、地域住民の理解や広場内のテニスコートの代替地の確保、既存施設の除却について過疎対策事業債の活用ができない恐れがあり、跡地活用に課題がある。
が挙げられるところです。

委員会の直接の議論の対象ではありませんが、吉川中学校の近接地に公私連携幼保連携型認定こども園が検討されていますが、この新しい公共施設とセットで場所について検討する必要があるかもしれません。

(2) 西地区施設の再編の方向性（再編方針）

施設名	建築年	面積	耐震化	今後の方向性
吉川支所（※）	S51	777 m ²	耐震性有	コミュニティ機能を中核とし、行政サービス、福祉、健康増進機能などを備え、様々な人が活動できる「集いの場」機能を有する施設。 併せて、施設機能の連携・強化を目指す。
西公民館（※）	S59	1,902 m ²	新耐震基準	
ユーベルホール（※）	H4	3,915 m ²	新耐震基準	
図書館（※）	S60	1,013 m ²	新耐震基準	
保健福祉センター（※）	S61	883 m ²	新耐震基準	
社協事務所（※）	H25	176 m ²	新耐震基準	
子育て支援センター（すきっぷ）（※）	H11	237 m ²	新耐震基準	
老人福祉センター 豊寿荘（※）	S61	589 m ²	新耐震基準	単独で維持するが、今後の事業運営の在り方の検討や計画的な施設改修を行う。
スポーツセンター シートス	H8	7,109 m ²	新耐震基準	
生き生きふれあいホール	H6	247 m ²	新耐震基準	
たんぽぽの家	H3	185 m ²	新耐震基準	現在、指定管理者制度を導入しているが、今後、施設の在り方も含めて検討を行う。

（※）複合化対象施設

(3) 東地区の提供すべき機能と施設の集約の考え方

現在の東地区の公共施設が有する機能は以下にまとめることができます。

- ・コミュニティ機能（公民館、ふれあい文化センター）
- ・保健医療機能（国民健康保険診療所）
- ・老人福祉機能（永寿荘）
- ・歴史文化機能（郷土資料館）

今ある施設が提供している機能を踏まえながら、町において今後とも提供すべき機能とその施設集約の考え方は上記の通りと考えます。

これらの機能については、コミュニティ機能の統合、整理による効果の増進を図るとともに、利用者動線については配慮した上で、診療所の機能を備える方向で検討していくことが望ましいと考えます。

【参考】東地区での住民活動（イメージ）

- ・診療所での健康相談を終えた高齢者が公民館の会議室に集まり、医師の指導による健康づくりの講座を受けている。

なお、東地区については、古くから農村集落が点在しており、各集落においてコミュニティが形成されていると考えられます。このような地区の特性を踏まえ、集落単位の活動は各自治会館を中心にして進めることが適切と考えます。

また、公共施設が余野地区周辺に一定集約されているところから、公共施設の再編については、その点をベースに考えるべきです。

この考え方を進めていく上で、施設の老朽化・耐震化や管理状態が課題となっていることを考慮すると、単に施設の転用を図るのではなく、重複している施設機能などを集約することを前提に、東地区内の中央公民館、国民健康保険診療所、永寿荘、ふれあい文化センター、郷土資料館の各施設を集約化し、複合施設とするものとします。

当委員会として必要な機能を残しつつ、見直すべき機能は見直していく事により、スリム化を図ることと、また、集約・複合化した施設については、東地区の中心部である余野地区の「中央公民館から本庁周辺」に新規建設する案を軸に検討すべきと考えます。

「中央公民館から本庁周辺」に新規建設のメリットとしては、

- ・町（東地区）の中心部かつバス停も隣接している場所に設置することから、住民の利便性の維持向上が図れる。
- ・新規建設のため、当面大規模な改修経費は不要。

- ・同一敷地内での建て替えのため、新規建設のみならず施設の除却に過疎対策事業債が活用できる
- ・余野のまちづくりに寄与できる。

一方、デメリットとしては、

- ・施設の除却及び建設期間中は、代替施設が必要。
- ・ダイオキシン類混入固化物の仮置き問題
- ・新規建設のため、後年度の財政負担が発生。

が挙げられるところです。

また、複合施設の場所については、東能勢小学校（南館）の転用を検討したらどうかとの意見も出されました。工事費が新築と比較すると校舎の大規模改修のため、コストの低減に繋がる反面、中心地及びバス停から離れるため、利便性の確保の点から厳しい点も考えられます。

複合施設の場所を東能勢小学校にした場合、現在の中央公民館、国保診療所の各施設の除却について、過疎対策事業債が活用できません。

「中央公民館から本庁周辺」は東地区の中心地域であるため、これらの跡地活用も含めて考えた結果、「中央公民館から本庁周辺」を軸に検討すべきとしたところです。

委員会の直接の議論の対象ではありませんが、東地区は緑豊かな自然が多く、観光拠点の要素も新しい公共施設に取り入れることも検討する必要があるかもしれません。

（４）東地区施設の再編の方向性（再編方針）

施設名	建築年	面積	耐震化	今後の方向性
中央公民館（※）	S56	1,259 m ²	未実施	コミュニティ機能を中核とし、福祉、健康増進機能などを備え、様々な人が活動できる「集いの場」機能を有する施設。 併せて、施設機能の連携・強化を目指す。
郷土資料館（※）	S11	371 m ²	未実施	
老人福祉センター 永寿荘（※）	S54	566 m ²	未実施	
ふれあい文化 センター（※）	S46	420 m ²	未実施	
国民健康保険診療所 （※）	S62	599 m ²	新耐震基準	
本庁	S40 S52 H7	2,650 m ²	未実施 新耐震基準	検討すべき課題が多く、住民が利用する公共施設の再編を優先し、その後具体的な検討に入る。

（※）複合化対象施設

6. 跡地活用の検討の考え方

①跡地活用検討施設

今後の跡地活用検討施設としては、大きく 3 つに区分されます。

令和 8 年度に閉校となる、東能勢小学校・吉川小学校・光風台小学校・東ときわ台小学校の 4 小学校の学校教育施設及び現在検討している公私連携幼保連携型認定こども園の設置に伴い、閉園となる、ひかり幼稚園・吉川保育所の 2 園の子育て支援施設があります。

これに加えて、公共施設の再編整備計画の内容により、吉川支所・西公民館・図書館・ユーベルホール・豊寿荘・保健福祉センター（すきっぷ・社会福祉協議会事務所含む）、東地区では、中央公民館・国民健康保険診療所・永寿荘・ふれあい文化センター・郷土資料館が対象となる可能性があります。

②跡地活用の主な手法

（施設）跡地活用の主な手法として、大きく 3 点が考えられます。

- ・転用

町として主体的に活用することとし、他の用途に転用する。

- ・無償（有償）貸与、無償（有償）譲渡

町の活性化や課題解決に繋がることを基本に、民間事業者、NPO や公益法人等第三者の利用を進めることとし、貸与・譲渡する。

- ・（用地も含め）売却

第三者の自由な利用、あるいは用途を制限して売却する。

③小学校の跡地活用

令和 8 年度以降の小学校の跡地活用については、今後具体的に検討が進められる事となりますが、住民参加を考慮しながら、今後の施設利用の在り方を考えていく必要があります。

次の 2 つの点を考慮する必要があります。

ア 現在の機能（防災、地域活動）の今後の在り方

イ 住民にとって、思い入れのある施設のため、住民参加による検討

これらの点を考慮し、更に立地条件や費用対効果を勘案した上で、売却も検討する必要があるかもしれません。

④跡地活用にあたって制約条件の検討

跡地活用にあたり、当該跡地が都市計画法等によって、利用が制限されているので、法律による規制を念頭に置いて検討を進めることが必要です。

7. おわりに

本報告は、公共施設再編の今後の基本的な考え方や各施設の在り方について取りまとめたものです。

町の将来を見据え、真に必要な施設については整備・更新する一方で、全体の保有量を抑制する観点に立ち、施設の集約化・統合等を行うなど、施設の状況を見ながら、住民にとって一番必要な施設は何かという観点で取りまとめました。

公共施設再編にあたっては、「豊能町総合まちづくり計画」で示される今後 10 年先、20 年先の豊能町のまちづくりの視点も取り入れ、施設を通じた町の魅力づくりを図ることも考慮すべきです。また、多額の財政負担が生じるため、将来の財政推計も見通した上で、手法・スケジュールなどについて検討する必要があります。

委員会で様々な議論を行ってきましたが、限られた時間での検討であり、具体的な再編整備計画については、町において様々な角度から検討し、進められることを期待するものです。更に、住民との合意形成や施設建設後の住民参加の手法など積み残した課題もあります。

当委員会としては、町がこの最終報告の考え方を重視して取り組まれるよう期待していますが、今後、具体的にどの施設を整備・更新し、どの施設を廃止・縮小していくかは、町の責任において判断し、意思決定を行う事項となります。

そのためには、組織の縦割りを排除し、住民の立場に立った施設の在り方を考えていくべきです。住民とも十分意見交換を行い、住民、議会、民間、行政が知恵を出し合い、今後も一体となってこの問題に取り組んでいかなければならないと考えます。